

新制度適用

南風原町固定資産税課税免除対象地域・地区の概要(沖縄振興特別措置法)

1 観光地形成促進地域(沖縄振興特別措置法第9条)における課税免除

令和4年8月1日以降、「観光地形成促進計画」に基づく措置実施計画を作成し、沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた認定事業者が、令和7年3月31日までに南風原町内に認定措置実施計画に従って対象施設を新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以後、最大5年間(措置実施計画の実施計画期間内に限る)、課税免除対象資産について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

対象施設

【特定民間観光関連施設】

(1) スポーツ・レクリエーション施設(6施設)

- ①水泳場 ②スケート場 ③トレーニングセンター ④ゴルフ場
⑤ボーリング場 ⑥テーマパーク

(2) 教養文化施設(5施設)

- ①劇場 ②動物園 ③植物園 ④水族館 ⑤文化紹介体験施設

(3) 休養施設(4施設)

- ①展望施設 ②温泉保養施設 ③国際健康管理・増進施設 ④スパ施設

(4) 集会施設(4施設)

- ①会議場施設 ②研修施設 ③展示施設
④結婚式場(宿泊施設と同一建物内に設置されたものを除く)

(5) 販売施設(沖縄県知事指定施設)(1施設)

※ 宿泊施設、風営業、会員制施設(料金のみ優遇される施設は除く)は対象外

取得価格要件

対象施設の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの

※ 5G情報通信システム(特定高度情報通信技術活用システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

課税免除対象資産

特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋、構築物、土地(家屋又は構築物の敷地)

※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があつた場合に限る。

留意事項

対象資産の取得前に、措置実施計画について沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。

2 情報通信産業振興地域(沖縄振興特別措置法第 32 条)における課税免除

令和4年8月1日以降、「情報通信産業振興計画」に基づく措置実施計画を作成し、沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた認定事業者が、令和7年3月31日までに南風原町内に認定措置実施計画に従って対象施設を新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以後、最大5年間(措置実施計画の実施計画期間内に限る)、課税免除対象資産について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

対象事業

- (1) 電気通信業
- (2) ソフトウェア業
- (3) 情報処理・提供サービス業
- (4) インターネット付随サービス業

取得価額要件

- (1) 一の設備を構成する減価償却資産(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)で取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの
- (2) 又は、機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額合計額が 100 万円を超えるもの

※ 5G情報通信システム(特定高度情報通信技術活用システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。

課税免除対象資産

対象事業の用に供する機械及び装置、家屋、構築物、土地(家屋又は構築物の敷地)

※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

留意事項

対象資産の取得前に、措置実施計画について沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。

3 産業イノベーション促進地域(沖縄振興特別措置法第 37 条)における課税免除

令和4年8月1日以降、「産業イノベーション促進計画」に基づく措置実施計画を作成し、沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた認定事業者が、令和7年3月 31 日までに南風原町内に認定措置実施計画に従って対象施設を新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以後、最大5年間(措置実施計画の実施計画期間内に限る)、課税免除対象資産について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

対象事業

【製造業等】

- (1) 製造業
- (2) 道路貨物運送業
- (3) 卸売業

【産業高度化・事業革新促進事業】

- (1) デザイン業
- (2) 自然科学研究所
- (3) 特定の電気業
水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備送電設備、変電設備、配電設備、海水温度差発電施設又は設備
- (4) 特定のガス供給業
液化ガス貯蔵設備

取得価格要件

- (1) 機械及び装置、特定の器具及び備品並びに工場用の建物等及びその附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの
 - (2) 又は、機械及び装置並びに器具及び備品でこれらの取得価額合計額が 100 万円を超えるもの
- ※ 5G情報通信システム(特定高度情報通信技術活用システム)については、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。
- ※ 特定の器具及び備品
電子計算機、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、IC カード利用設備開発研究用の器具・備品(製造業、自然科学研究所、電気業)

課税免除対象資産

対象事業の用に供する機械及び装置、家屋、構築物、土地(家屋又は構築物の敷地)

- ※ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。

※ 構築物については、ガス供給業又は製造業の用に供する液化天然ガスを貯蔵するためのガス貯槽及びそのガスを利用するための導管に限る。

留意事項

対象資産の取得前に、措置実施計画について沖縄県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。

◎沖縄県の特区・地域税制に関する御質問や事前相談は、「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」へお問い合わせください。

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口（公益財団法人沖縄県産業振興公社）

TEL:098-894-6377

e-mail:okitoku@okinawa-ric.or.jp

URL:<https://www.zei-tokku.okinawa/>

◎南風原町ホームページにて、課税免除に関する申請書様式等を入手できます。

TOP>分野>固定資産税, 経済・商工業, 募集・案内

令和7年度 固定資産税の課税免除(税制優遇制度)について

<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2024122500017/>

